不利益処分の処分基準

処分の内容		既存の一の建築物について二以上の工事の用途変更における認定取消し
根拠法令及び条項		建築基準法第８７条の２第２項
所管部課係名		まちづくり未来部建築審査課建築審査係
処分基準	関係条項	建築基準法第８７条第１項
	基準 （未設定の場合はその理由）	未設定（個々の事象に応じて、個別判断をせざるを得ないものであり、具体化することが困難なため）
	参考事項	
	設定等年月日	年　月　日設定（年　月　日最終変更）